

北上市会計年度任用職員の給与等規則の一部を改正する規則

北上市会計年度任用職員の給与等規則（令和元年北上市規則第20号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(報酬及び給料の基準)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>フルタイム会計年度任用職員の給料は、基礎額とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p>	<p>(報酬及び給料の基準)</p> <p>第2条 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 <u>条例第11条に規定する規則で定める基準は、基礎額とする。</u></p> <p>4 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1～5 [略]</p> <p><u>(給料表改定の効力発生時期の特例)</u></p> <p>6 <u>令和5年3月31日までの間における第2条第1項の規定の適用については、同項中「北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）で定める行政職給料表」とあるのは、「北上市一般職の職員の給与条例等の一部を改正する条例（令和4年北上市条例第34号）第1条（表1の項の改正部分に限る。）の規定による改正前の北上市一般職の職員の給与条例（平成3年北上市条例第35号）で定める行政職給料表」とする。</u></p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。